

新旧対照表

第8次改訂版	根拠条文等・考え方	改訂案	根拠条文等・考え方
<p>I 共通事項 1～4 (略) 5 配管、菅継手及び弁 配管、菅継手及び弁類等は、規則第20条第4項第7号、第10号及び第11号<u>によること。</u> 6～9 (略) 10 令第32条の特例基準 第6不活性ガス消火設備の技術基準I <u>11</u>の規定によること。</p> <p>II 固定式（全域放出又は局所放出方式）の消火設備 1 (略) 2 全域放出方式 (1)～(2) (略) (3) 保安のための措置 保安のための措置は、規則第20条第4項第14号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 2(4)ア～カ（HFC-23、HFC-227ea又はFK 5-1-12を放射するもの）<u>については、アを除く。</u>）の規定を準用すること。★ なお、準用規定中の「不活性ガス」を「ハロゲン化物」に読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>III～VI (略)</p> <p>VII ハロゲン化物消火設備の任意設置（令第13条第1項に掲げる用途に供する部分以外に設置する場合）に関する基準◆ 1～2 (略) 3 設置基準 I及びII中のハロン1301に係る規定によるほか、次によること。 (1) (略) (2) 貯蔵容器等の設置場所 <u>II 1(4)によること。</u>ただし、次の各号に適合するときは、防護区画内に設けることができる。 ア～エ (略) (3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別記1 「ハロン消火剤の使用について」 ハロン2402、ハロン1211及びハロン1301の消火剤（以下「ハロン消火剤」という。）の使用については、原則として必要不可欠な分野（クリティカルユース）に限り使用できるものであり、その判断は次によるものであること。◆ 1 (略) 2 クリティカルユースの当否の判断 クリティカルユースに該当するか否かの判断は、次のとおり及び別表1により行なうものとする。 (1) 人が存する部分の場合 当該部分は、水系の消火設備（水噴霧消火設備、泡消火設備を含む。）が適さない場合に限り、ハロン消火剤を用いることができるものであること。 なお、人が存する部分とは次の場所をいう。 ア 不特定の者が出入りする<u>恐れ</u>のある部分</p>		<p>I 共通事項 1～4 (現行に同じ。) 5 配管、菅継手及び弁 配管、菅継手及び弁類等は、規則第20条第4項第7号、第10号及び第11号<u>の規定によること。</u> 6～9 (現行に同じ。) 10 令第32条の特例基準 第6不活性ガス消火設備の技術基準I <u>11</u>の規定によること。</p> <p>II 固定式（全域放出又は局所放出方式）の消火設備 1 (現行に同じ。) 2 全域放出方式 (1)～(2) (現行に同じ。) (3) 保安のための措置 保安のための措置は、規則第20条第4項第14号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II 2(4)ア<u>から</u>カ（HFC-23、HFC-227ea又はFK 5-1-12を放射するもの）<u>については、アを除く。</u>）の規定を準用すること。★ なお、準用規定中の「不活性ガス」を「ハロゲン化物」に読み替えるものとする。</p> <p>3 (現行に同じ。)</p> <p>III～VI (現行に同じ。)</p> <p>VII ハロゲン化物消火設備の任意設置（令第13条第1項に掲げる用途に供する部分以外に設置する場合）に関する基準◆ 1～2 (現行に同じ。) 3 設置基準 I及びII中のハロン1301に係る規定によるほか、次によること。 (1) (現行に同じ。) (2) 貯蔵容器等の設置場所 <u>II 1(4)の規定によること。</u>ただし、次の各号に適合するときは、防護区画内に設けることができる。 ア～エ (現行に同じ。) (3) (現行に同じ。)</p> <p>4 (現行に同じ。)</p> <p>別記1 「ハロン消火剤の使用について」 ハロン2402、ハロン1211及びハロン1301の消火剤（以下「ハロン消火剤」という。）の使用については、原則として必要不可欠な分野（クリティカルユース）に限り使用できるものであり、その判断は次によるものであること。◆ 1 (現行に同じ。) 2 クリティカルユースの当否の判断 クリティカルユースに該当するか否かの判断は、次のとおり及び別表1により行なうものとする。 (1) 人が存する部分の場合 当該部分は、水系の消火設備（水噴霧消火設備、泡消火設備を含む。）が適さない場合に限り、ハロン消火剤を用いることができるものであること。 なお、人が存する部分とは次の場所をいう。 ア 不特定の者が出入りする<u>おそれ</u>のある部分</p>	<p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>～ → から</p> <p>文言修正</p> <p>恐れ → おそれ</p>

<p>イ (略)</p> <p>(2) 人が存しない部分の場合 当該部分は、水系消火設備及びハロン消火剤以外のガス系消火設備が適さない場合に限り、ハロン消火剤を用いることができるものであること。 なお、水系消火設備及びハロン消火剤以外のガス系消火設備が適さない場合とは、次の場合をいう。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表1～別表3 (略)</p> <p>別記2 「消火剤放射時の圧力損失計算」◆((一社) 日本消火装置工業会基準を準拠)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>表7-1 管継手の等価管長</p> <p>(1) 圧力配管用炭素鋼鋼管 (日本工業規格 G3454) スケジュール 40 (表略)</p> <p>(2) 圧力配管用炭素鋼鋼管 (日本工業規格 G3454) スケジュール 80 (以下, 省略)</p>		<p>イ (現行に同じ。)</p> <p>(2) 人が存しない部分の場合 当該部分は、水系消火設備及びハロン消火剤以外のガス系消火設備が適さない場合に限り、ハロン消火剤を用いることができるものであること。 なお、水系消火設備及びハロン消火剤以外のガス系消火設備が適さない場合とは、次の場合をいう。</p> <p>ア～イ (現行に同じ。)</p> <p>3 (現行に同じ。)</p> <p>別表1～別表3 (現行に同じ。)</p> <p>別記2 「消火剤放射時の圧力損失計算」◆((一社) 日本消火装置工業会基準を準拠)</p> <p>1～2 (現行に同じ。)</p> <p>表7-1 管継手の等価管長</p> <p>(1) 圧力配管用炭素鋼鋼管 (J I S G3454) スケジュール 40 (表略)</p> <p>(2) 圧力配管用炭素鋼鋼管 (J I S G3454) スケジュール 80 (以下, 省略)</p>	<p>脱字修正</p> <p>日本工業規格→J I S</p> <p>日本工業規格→J I S</p>
--	--	---	---